

# 「企画提案用仕様書」

## 1 委託件名

事業承継イベント及びホームページ運営業務委託

## 2 事業実施の背景と目的

市内中小企業・小規模事業者(以下、中小企業等)では、事業承継への関心は高まりつつあるものの、自分事として捉えられず、気づきや相談に踏み出せないケースが多い。

本事業は、福岡市が主体となってイベントの開催及びホームページの運営を行い、市内の関係機関と連携しながら、事業承継の必要性や支援策についての発信や、事業承継を重要な経営課題と認識してもらうための事業者への気づきの提供等により、円滑な事業承継を推進することを目的とする。

## 3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

## 4 委託業務

### (1)事業承継の意識醸成イベントの企画・運営

意識啓発・情報提供・案件形成などを主な内容としたイベントを開催することで、中小企業等が事業承継の重要性を認識し、意識改革につながることを目的とする。

なお、具体的な業務の実施方法及び本仕様書に記載のない事項については、委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。

#### ① イベント概要

受託者は、以下のイベントを実施すること。

#### ア 事業承継マッチングイベントにおけるプログラムの企画・実施

他機関と連携して実施する事業承継マッチングイベントにおいて、冒頭に基調講演やトークセッション等集客効果の高いプログラムを実施するものとする。

- 開催時期：令和8年11月
- プログラム時間：60分程度（イベント全体としては150分程度を予定）
- 会場規模：250名程度収容可能な会場
- 集客目標：市内中小事業者100社以上

#### 【留意事項】

- ・ 経営者層を中心とした市民からの知名度があり、事業承継と関連がある登壇者候補及び内容としたプログラムを提案すること。
- ・ 交通利便性や集客効果を考慮した会場を選定し、日程と併せて提案すること。なお、会場及び会場の費用負担については、受託後、連携先機関の委託事業者と協議の上、委託者の承諾を得て決定すること。
- ・ 受託後、連携先機関や連携先機関の委託事業者と、イベント内容、広報、当日の運営等について、役割分担等のうえ行うこと。

## イ 機運醸成イベントの企画・実施

単なる情報提供の場ではなく、事業承継に対する心理的なハードルを下げ、「まだ先の話」と考えている事業者に気付きを与え、事業承継を前向きに捉える機運を高める構成としたイベントとすること。

なお、受託者は、イベントにおける全体の企画提案、会場選定・確保、設営・運営、スタッフ・機材の手配、広報、参加者管理、当日の進行、関係機関との調整等、必要な運営業務一式を行うものとする。

- 開催時期：令和9年1月
- 開催時間：120分以上
- 集客目標：市内中小事業者100社以上

### 【留意事項】

- ・ イベント名を提案すること。
- ・ 交通利便性や集客効果を考慮した一定規模の会場を選定し、日程・レイアウト案を併せて提案すること。
- ・ 事業を「譲る側」の啓発につながるプログラムを企画し、開催時間を踏まえたタイムテーブル(時間配分)と併せて構成案を提案すること。プログラムについては、少なくとも2つは提案すること。
- ・ プログラムはオンライン配信すること。なお、会場参加者又はオンライン参加者に限定したプログラムは避けること。
- ・ 「福岡事業承継コンソーシアム FUKUOKA LINK(以下、FUKUOKA LINK)」の構成機関との連携によるプログラムや事業があれば提案すること。
- ・ 本イベントの運営体制を提案すること。

## ② イベントの広報

本イベントの趣旨に合致したターゲットを定めるとともに、下記のとおり集客に向けた積極的な広報を行うこと。また、広報媒体・手段・スケジュール等を具体的に提案すること。

### ア 広報媒体の作成

#### イ その他各種広報媒体を活用した広報活動

[広報媒体例]チラシ、WEBやSNS広告、新聞や雑誌広告、DM等

## ③ その他運営業務

イベントへの参加申込みや個人情報管理の方法を提案すること。

次年度事業へ活用するため、イベント参加者(オンラインを含む)へのアンケート等により、事業効果やニーズを把握するとともに、集計した結果を分析し報告すること。また、アンケートの項目案を作成すること。

## (2)事業承継ホームページの保守運営管理・更新

令和7年度に公開されていた専用ホームページを引継ぐとともに、事業承継に関するプラットフォームとなるよう、下記のとおり運営保守を行うものとする。

#### ① システムの運用保守

- ホームページの保守(サーバー、ドメイン管理含む)
- 作成されたページの文章修正、画像追加・差し替え (年3回程度)
- 誤字脱字等の修正など軽微な改修(随時)
- FUKUOKALINKの構成機関が実施する事業承継に関する活動をNEWS欄・イベントページ・(2)－②－イにて作成するページへ記載する(月1回程度想定。緊急性のある場合は随時掲載する)
- 緊急の不具合やインシデント、サイバー攻撃発生時の対応
- ページアクセス数の把握及び随時報告(クッキーポリシーページの作成を含む)
- SEO対策
- 「福岡市ホームページのアクセシビリティについて」に配慮すること。  
(<https://www.city.fukuoka.lg.jp/sub/accessibility.html> を参照)

#### ② 新規ページの追加作成

ページデザインは委託者と協議の上決定し、令和8年9月末までに下記のページを作成すること。

ア 福岡市が行う事業承継の取り組みに関するページ

(掲載予定:市主催イベントの開催案内(チラシデータの貼り付け及び参加申込ページへのリンク作成等簡易なものを想定)・市主催イベントの開催報告(掲載文及び画像は市が提供する)・市が行う事業承継支援事業の案内 等)

イ FUKUOKALINK NEXTパッケージの掲載ページ

ウ 事業承継税制や補助金等、国や公的支援機関等の支援施策をまとめたページ

エ 必要に応じて公開するページ枠の確保

#### 【留意事項】

- ・令和7年度に制作・公開していたホームページを引継ぎ、契約後1か月以内に公開すること。
  - ・有用で付加できるデザインやコンテンツ、機能等があれば追加提案すること。
  - ・契約書(案)の別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を踏まえ、不正アクセスおよびデータの改ざん等を防止する措置を講じるなどのセキュリティ対策を行うこと。なお、情報セキュリティ共通実施手順については最優秀提案者決定後に共有する。
  - ・令和9年4月1日以降の運営を別事業者へ円滑に引き継げる仕様とすること。
- ※令和9年度ホームページ運営事業者は、令和8年度中に選定予定

#### 5 追加提案

本仕様書に基づく取組みに加え、中小企業等の事業承継への理解促進や行動喚起につながる追加提案があれば積極的に提案すること。また、関係機関が実施するイベントや取組みとの相乗効果が図られる追加提案があれば積極的に提案すること。

## 6 事業計画・業務報告等

### (1)事業計画の提出

契約締結後すみやかに事業計画(実施内容、広報計画、実施体制、全体スケジュール等)を策定し、福岡市へ提出すること。なお、詳細は福岡市と協議のうえ決定すること。

### (2)業務報告

事業の進捗状況等について、適宜、福岡市へ報告を行うこと。なお、福岡市と本事業に係る打合せを行った際は議事メモを作成し、速やかに福岡市へ提出すること。

### (3)業務完了報告

令和9年3月31日までに事業報告書を作成し、福岡市へ提出すること。  
事業報告書の内容等は、事前に福岡市と協議すること。

## 7 業務実施体制

必要な人員を確保し、委託業務を円滑に実施できる体制を整えること。また、業務遂行責任者を定め、委託業務の進行管理や福岡市との連絡調整を行わせること。

## 8 業務の適正実施に関する事項

### (1)関係法令等の遵守

委託業務の実施にあたって、労働基準法その他関係法令を遵守すること。

### (2)業務の再委託

コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務の再委託に当たっては、契約書に規定する「発注者の承諾」は要しないものとする。ただし、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を再委託の相手方とすることはできない。

なお、上記例示業務以外の業務については、発注者の承諾を要しない軽微な業務に該当するか否かを事前に福岡市に確認すること。

また、福岡市が必要と認める場合には、再委託の相手方の名称その他福岡市が必要と認める事項について、事前に書面で報告し、福岡市の承諾を得ること。

### (3)個人情報の保護

福岡市個人情報保護条例や個人情報の保護に関する法律その他関係法令を遵守すること。契約終了後も同様とする。なお、再委託する場合は、再委託先にも同様の義務を負わせるものとする。

### (4)守秘義務

業務上知り得た福岡市や企業等の秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。なお、再委託する場合には、再委託先にも同様の義務を負わせるものとする。

(5)外部サービス利用の有無の確認と適正実施

福岡市が所有する情報資産の機密性(権限のない者への情報資産の提供を防止する措置)、完全性(情報資産の改ざん、破壊等による被害を防止する措置)、可用性(権限のある者にいつでも情報資産の利用を可能にする措置)を確保した運用が可能なシステムとする。また、データの漏えい、改ざん等を防ぎ個人情報の保護を的確に行うシステムとする。稼働後においても、各ソフトウェアのアップデート等のバージョン管理を適切に行い、セキュリティレベルを維持すること。

9 その他

- (1) 契約の締結、委託業務の実施に関して必要な費用は、特段の定めのない限り、すべて受注者の負担とする。
- (2) Web制作物及び広報用のチラシデータ等、事業広報用の各種制作物をデータにより福岡市に納品すること。納品の方法については、福岡市と協議すること。
- (3) この委託で制作された物(以下「制作物」という)に係るすべての著作権(著作権法第27条および第28条に規定されている権利を含む)は福岡市に帰属するものとし、受注者は、制作物に係る著作権を引渡し時に福岡市に無償で譲渡するものとする。
- (4) 福岡市は、制作物を他の広報物に使用できるものとし、使用に際しては以下のとおりとする。
  - ・ 福岡市が制作物を利用する際、受注者の承諾は不要とする。
  - ・ 福岡市が制作物を利用する際、著作者名を非表示とすることができる。
  - ・ 福岡市が「1. 目的」のために制作物を改変(ぼかし、トリミング等の簡易な加工)するときは、受注者はその改変に同意する。
- (5) 福岡市が認める場合には、受注者は第三者による画像等の使用を了承するものとし、使用料がかからないこととする。使用に際して、受注者以外の著作者の許諾が必要な場合には、受注者がその手続きを行うものとする。
- (6) 制作にあたって利用する人物等の著作権や肖像権等の権利関係に関することは、受注者において処理するものとする。
- (7) 本仕様書及び契約書に定めのない事項については、福岡市と協議を行うこと。